

健発0703第3号
平成27年7月3日

各地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省健康局長



管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

このたび、別添のとおり、「管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令」（平成27年文部科学省・厚生労働省令第4号）が平成27年7月3日に公布され、平成27年10月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令」（平成26年文部科学省令第4号）が平成26年10月に施行され、大学の学部等の設置認可の申請期間が変更されたことに伴い、管理栄養士養成施設の指定審査をより円滑に実施する観点から改正を行うものです。

この改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知の上、その施行に遺漏なきようお願いいたします。

なお、各都道府県知事宛にも別途通知していることを申し添えます。

記

第1 改正の概要

1 管理栄養士養成施設指定申請期限の変更

栄養士法（昭和22年法律第245号）第5条の3第4号の規定による指定のうち、学校に係るものの指定申請について、大学の学部等の設置認可を受けようとする者の申請期間が当該学部等を開設する年度の「前年度の5月1日から同月31日まで」から「前々年度の3月1日から同月31日まで」に改正されたことに伴い、管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）第3条に規定する管理栄養士養成施設の指定申請手続について、その申請期限を、指定を受けようとする年度の「前年度の9月30日」から、「前々年度の3月31日」に変更する。

第2 留意事項

1 実地調査について

指定審査の過程で実施している施設・設備の実地調査については、引き続き書面審査終了後に器具等を含め配置が完了した段階で実施すること。また、書面及び施設・設備の審査が終了したものから指定を行うこと。



2 平成28年度に管理栄養士養成施設の指定を受けようとする場合について

平成28年度に管理栄養士養成施設の指定を受けようとする場合における申請手続については、従前どおり指定を受けようとする年度の前年度の9月30日までに申請書を提出するものとする。なお、従前より、指定等の事務を円滑に行う観点から、指定等を受けようとする者より十分な時間的余裕をもって個別に相談を受けていただいていたところであるが、今後も円滑な対応が実施されるよう、貴管内の栄養士養成施設等に対して御周知願いたい。

○ 文部科学省
厚生労働省 令第四号

栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）第二十二条の規定に基づき、管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月三日

文部科学大臣 下村 博文

厚生労働大臣 塩崎 恭久

管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令

管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年 文部省 令第二号）の一部を次のように改正する。
厚生省

第三条第一項中「前年度の九月三十日」を「前々年度の三月三十一日」に改める。

附 則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

【管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省・厚生労働省令第四号） 新旧対照表】

○ 管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年 文部省 厚労省 令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

	改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>(指定申請手続)</p> <p>第三条 指定を受けようとする学校の設置者は、指定を受けようとする年度の前々年度の三月三十一日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣及び厚生労働大臣（以下「主務大臣」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一 九 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(指定申請手続)</p> <p>第三条 指定を受けようとする学校の設置者は、指定を受けようとする年度の前年度の九月三十日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣及び厚生労働大臣（以下「主務大臣」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一 九 (略)</p>	